

令和6年度 第2回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和7年2月20日（木）

愛知県難聴児支援協議会

令和 6 年度 第 2 回愛知県難聴児支援協議会 議事録

1 日時

令和 7 年 2 月 20 日（木）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 開催場所

愛知県自治センター E 会議室

3 出席者

荒木紫野舞委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、岡本弥生委員、柏倉秀克委員、加藤久典委員、濱島達代委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、永田靖典委員
10 名（欠席者なし）

（事務局）

福祉局福祉部障害福祉課医療療育支援室、福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局学習教育部特別支援教育課

4 議事

議題(1) 関係機関一覧及び保護者向け手引きについて
報告事項(1) 令和 7 年度県事業について

5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料 1 ～ 2、参考資料 1 ～ 2

6 開会

<障害福祉課医療療育支援室挨拶>
<委員紹介>

7 議題(1) 関係機関一覧及び保護者向け手引きについて

（医療療育支援室 鈴木主事）

それでは、今回会議の議題について事務局から説明いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

前回の会議では、現状の取組に関する課題と、取組がないことに関する課題について、県の取組案をご提示し、ご意見をいただきました。

今回は、前回のご意見を踏まえ、県の考えと進捗、具体的な取組案をご提示し

ます。内容や方法について、皆様からご意見を賜りたいと存じます。

資料1「関係機関一覧及び保護者向け手引きについて」の1ページ目をご覧ください。

こちらは、前回お示しした取組案について、県の考えと進捗についてまとめたものでございます。

前回お示しした取組案については、皆様から実施方法や注意点などについてご意見を賜りましたが、概ねご賛同いただいたと考えております。

そのため、基本的には前回お示しした取組案のとおりに実施したいと考えておりますが、その進捗について差がございますので、説明させていただきます。

まずは資料上段「現状の取組がないことに関する課題」をご覧ください。

こちらの取組案として、左側にありますとおり、保護者向けの講習の開催、交流会の開催、支援者向けの研修の開催、関係機関の連携の働きかけ、難聴児支援センターの設置を挙げておりました。

右側に記載させていただいておりますが、現在難聴児支援センターの設置について、その設置形態や条件等について、関係機関等と検討及び調整をしているところでございます。これらの取組案については、センターの設置の可否やあり方によって、実施体制が異なるものと考えております。

難聴児支援センターについては、2026年度中の設置を目指して調整等を行っているところでございますが、現時点ではまだまだ調整中の事項が多く、残念ながら設置形態などについて皆様にお示しできる状況ではございませんが、引き続き検討及び調整を実施し、ある程度方針が決まったタイミングで、改めて検討することとしております。

次に、資料下段、「現状の取組に関する課題」をご覧ください。

こちらの取組案として、左側にありますとおり、保護者向けの手引きの作成及び配布、難聴児支援に関係する医療機関や専門療育機関、教育機関、支援団体等の一覧表の作成及び配布、保護者が子どもの検査結果や経過、成長を記録できる手帳又はノートを作成及び配布を挙げておりました。

これらの取組案のうち、太い線で囲っております、保護者向け手引き及び関係機関の一覧表の作成及び配布につきましては、支援の提供や関係機関の円滑化のために不可欠であることから、早期に実施する必要があると考えております。後ほど、資料1の2ページ目において、より具体的な取組案を提示し、皆様からのご意見を賜りたいと存じます。

次に、保護者が成長を記録できる手帳等の作成及び配布につきましては、上段の現状の取組がないことに関する課題でお示しした取組案と同じく、難聴児支援センターの設置の可否等により、実施体制が異なる取組であると考えております。

よって、難聴児支援センターの調整を先に行い、改めて内容について検討することとしております。

以上が、前回会議でお示しした取組案に対する、県の考えと進捗でございます。

次に、資料1の2ページ目をご覧ください。

こちらでは、先ほど早期に実施する必要があるとお伝えしました、関係機関一覧及び保護者向け手引きの作成及び配布について、より具体的な案をお示します。

まずは、資料上段(1)をご覧ください。関係機関一覧について説明させていただきます。

関係機関一覧について、難聴児支援に係る各機関が、紹介先・連携先となる関係機関を把握できることを目的とします。また、保護者が関係機関を知ることにも役に立つものとなるかと思います。

一覧の掲載項目としては、市町村の障害福祉・母子保健などの関係部署、保健所・保健センター、新生児聴覚検査や精密検査を実施している医療機関、聾学校、児童発達支援センター等の療育機関、当事者団体等の関係機関などとすることを考えております。

資料をおめくりいただき、参考資料1「愛知県関係機関一覧」をご覧ください。

こちらが、形だけではございますが、愛知県関係機関一覧の項目案でございます。

掲載する機関については、先ほど申し上げたとおりで、掲載事項としては、住所と電話番号とすることを考えております。

資料1の2ページ目にお戻りください。

一覧表の活用方法につきましては、先ほどご説明した掲載項目の関係機関に配布し、保護者からの相談があった際に、相談内容に応じて適切な関係機関につながるようなことができるようにしたいと考えております。

また、この後説明させていただきます、「保護者向け手引き」にも掲載し、保護者に関係機関について周知するためにも活用したいと考えております。

以上が、関係機関一覧についての、具体的な取組案となります。

次に、資料下段(2)をご覧ください。

こちらでは、保護者向けの手引きについて、説明させていただきます。

保護者向けの手引きの作成については、大きく2つの方法が考えられます。

まず1つ目の方法についてですが、合わせて参考資料2「お子さんのきこえのハンドブック」をご覧ください。

こちらは、厚生労働省によって、都道府県等が難聴児及びその家族等への支援を行う際に活用できる情報提供資料として作成されたものです。

当該資料の内容を都道府県等の実情に合わせて更新した上で、都道府県等が

発行するものとされています。

なお、こちらの資料を活用する場合、一部の追記や修正を許可された箇所以外については、内容を変更することができません。そのため、基本的にはこの内容のまま発行することとなります。

主な追記等が可能な箇所は、資料の最後の「〇〇〇〇における行政機関の窓口や支援施設など」の箇所で、ここに先ほどご説明した、関係機関一覧を記載することを想定しています。

また、各種資料を添付することも可能であるため、愛知県における取組などの資料を添付して、合わせて保護者に知っていただくことは可能です。

次に2つ目の方法ですが、先ほどご説明したとおり、「お子さんのきこえのハンドブック」を活用する場合は、基本的に資料の内容を改変することができません。

そのため、資料の内容について、愛知県においては当てはまらない箇所がある場合や、大きく変更すべき点がある場合は、愛知県で独自で手引きを作成する必要があります。

委員の皆様には、この後、どちらの方法を採用すべきかについて、ご意見を賜りたいと存じます。

次に、保護者向け手引きの活用方法につきましては、新生児聴覚検査でリファ一となった時や、難聴と診断された時、保健センター等での相談の際や、聾幼児教育の際などに、各関係機関から保護者に配布していただくことを考えております。

以上が、県としての具体的な取組案でございます。

なお、取組案の実施にあたっては予算の確保や実施方法の検討・調整などを行う必要があることから、あくまでも現時点での案でございます。

事務局からの説明は以上でございます。委員の皆様には、取組の内容案について、様々なご意見を賜りたいと存じます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました、関係機関一覧及び保護者向け手引きにつきまして、多方面からご意見をいただきたいと思います。

今日はここがほぼメインの話題になりますので、1時間ちょっとの時間を予定しておりますので、じっくり様々な観点でご意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(江崎委員)

あいち小児保健医療総合センターの江崎です。お願いします。

この掲載項目、医療機関のところで、新生児聴覚検査機関と精密検査機関がありますが、新生児聴覚検査機関だと産科さんになるので、これは ABR を行う精密聴力検査の手前である、2 次聴覚検査機関を行う医療機関の項目を上げるのではないかと思うので、確認をお願いします。

(柏倉会長)

事務局からいかがでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ご意見ありがとうございます。

他県の取組を参考に項目案だけお作りしている状況でございますので、今の江崎委員からのご意見も踏まえまして、ここの部分は、誤りのないようにはっきりと区別して、分かりやすく整理するようにして参りたいと思います。

(柏倉会長)

はい、そのほかよろしいでしょうか。

(中嶋委員)

先ほどと同じ部分なんですが、その関係機関について 1 から 8 までありますが、その中に当事者の組織を載せて欲しいと思うのですが、どうでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ご意見ありがとうございます。

関係機関の 8 番の項目に掲載をする予定でしたが、まだこれから作成をして関係機関を並べたときに、結構数があったりですとか、類別して分けたほうが良いようなケースも考えられますので、その場合は当事者さんの会ですとか、区分をまたさらに細かくして、掲載をしたいと考えております。

いずれにしても当事者参加は、この中に掲載をさせていただく予定ではございます。

(柏倉会長)

よろしいでしょうか、掲載予定だということです。

その他、いかがでしょうか。

(江崎委員)

江崎です。先ほどと同じ関係機関ですが、まだ下書き段階なのでこれからかと思いますが、障害福祉担当課と母子保健担当課と両方並んでいて、一般の方は、どちらが何を担当するのかがわからないかと思うので、それがわかるように、何か示すとよいのではないかと思います。

もう1つは、保護者向け手引きのところ、「お子さんのきこえのハンドブック」は、新スクのリファアーになったところから難聴が確定した後のことまですべて書いてあります。この活用方法のところで、新スクでリファアーとなったとき、検査実施医療機関、つまり産科から配布をするなら、ハンドブックの手前のところ、前半部分を一部切り取るだとか、切り取れないかもしれないので、そこだけリーフレットにするような形で、きちんと耳鼻科で ABR 検査を受けるように薦めるということを、はっきり書く形の方が良いのかと思います。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ありがとうございます。

まず確かにご指摘の通りなかなか我々行政は、母子保健担当ですとか、障害福祉担当で、パッとわかるんですけれども、普通はやっぱ確かにわからないなっていうのはご意見をお受けして思いました。

この市町村の担当部署だけでなく、この掲載してる各項目が、何をしてもらえるところなのかということを、わかるようにするとか、役割や具体的な内容っていうのも、ここにちょっと項目を追加するべきというのは、今のご意見で考えられますので、そこもちょっと精査して参りたいと思います。

それから手引きについてですね、産科さんにお問い合わせする場合ですけれども、これまでの協議会でも、加藤委員か江崎委員のどちらかだったかと思いますが、リファアーになった時やなる前に、たくさんの情報があると心配させてしまって、それがあんまりよくないんじゃないかというご意見を過去にいただいていたかと思います。

まずは産科医会さんとのご相談っていうのは具体的に進めていかないといけないかなと思いますが、そのタイミングでお渡しするときに、必要なものが正しくわかりやすく、保護者さんに入ってくるようなものを、別で切り取って、お渡しできるようにして参りたいと思います。

そのためにも産科医会さんにはちょっとご相談を、また別で差し上げるかと思います。

以上でございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

今関係機関のところ為主に出てまずここをしっかりとやっておこうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

ちょっと私の方からよろしいでしょうか。

僕専門分野は視覚障害なんですけど日本眼科医会なんかがやっぱりこのような関係機関一覧は作っていて、各県別にスマートサイトっていうのを出してるんですね。

その項目をちょっと今見て、比較したんですが、例えば学校っていうところに聾学校しか挙がっていないんですが、聴覚障害のお子さんが生まれて家族が戸惑ってるときに、教育機関に相談する窓口として、例えば愛知県教育総合センターみたいなのがあるんですね。

そういうところを挙げておくといいのかな。名古屋市も、それに相当するものが多分あると思います。

それが1点目で、あとですね、当事者団体があつたんだけど、ボランティア団体っていうのは、聴覚のことよくあんまり知らないんですけど。

もしそういうような代表的なものがあれば、そういうところと繋がるっていうのも重要なので、これ視覚障害の場合は主な団体を挙げてあるんですね。

それからもう1つは福祉サービスですよ、様々な福祉サービスを受けるときの相談窓口みたいなのところ、民間の事業所ですね。

聴覚障害の方に対する福祉的な支援を行ってるところ、この代表的なところを挙げるというのにも必要かなというふうに思います。

このあたりいかかでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ありがとうございます。

この関係機関一覧の項目案は、大分歯抜けの状態にあるかなと思いますが、こうして皆様からご意見をいただくことで、盛り込むべき項目が表れてくるなというのを実感しました。

なので、最終的にサービスなり支援を提供する先だけでなく、そこに繋いでもらう役割を果たすところですね、先ほど会長がおっしゃられた、例えばその子にとっての適切な教育につなげてもらうための教育相談の窓口ですとか、そうしたところも載せていくべきだなと考えましたので、そこも視野に一覧の作成を進めて参りたいと考えます。

(柏倉会長)

他いかかでしょうか。

関係機関一覧について、まずやりたいと思います。
お願いします。

(荒木委員)

すいません、今の補足になりますけれども、おそらくこれ、聾学校って書いてあると、聾学校への入学を想定してということになってしまいますので、乳幼児教育相談といったような項目立てもあるといいのかなというふうに思いました。
よろしくお願いします。

(柏倉会長)

聾学校にしてしまうと敷居が高かったりする親御さんもいらっしゃると思うんで、そこはちょっと柔軟にね、窓口がわかるような表し方がいいかなということで、とても重要なご指摘だと思います。

(医療療育支援室 都室長補佐)

そうですね、役割ごとに整理した方が、見る方として想定されるのが、当然保護者向け手引きの中にこの関係一覧をくっつけるということから、保護者さんは当然ご覧になられることと、関係機関の方々も、自分のところにこられた方が、別のところに紹介しないといけないときに、やっぱりそのどこに何があるかがわからないとということでこの一覧を活用いただくという場面も想定されますので、支援者が見る上でもその役割目線で、整理していく方が良いのかなと今感じられましたので、掲載の並びについても、精査して参りたいと考えます。

(柏倉会長)

その他、関係機関についてありましたらお願いします。

(永田委員)

ほんの少し気づいた点ぐらいですけど、先ほどの関係機関一覧ところに、それぞれの部署がいろいろあるんですけど。

ここら辺も、一体どういうことをやってくれるのか、表題だけだと、医療機関とか関係機関だけじゃ分からないので、そこらへんの説明も多分入るのかなというところもあるんですが、ちなみにこの国が作ったパンフレット自体ですね、これってある程度補正ができる部分とできない部分があったと思うんですけど、この中の28ページとかにも聾学校とかいろいろ、内容の説明が書いてあります。

こういうところから関係機関のところに、参照ページが、ここに書いてありますよとかですね、また関係機関のところにこの何ページ見てくださいますかです

ね、そういったところの補正までも可能であると、多分見やすくなるのかなと、ちょっと細かいところでございますけど、そんなふうに感じたところでございます。

(柏倉会長)

今保護者向け手引きとの関連も出て参りましたけど、これ修正っていうのはどの辺まで可能なんでしょうか。

関連付けは、今仰ったようにできるとよいと思うんですが。

(医療療育支援室 都室長補佐)

国が出していますこの手引きの案というか、例ですが、今はこれですという、ここはいじれます、ここはいじれませんという、わかりやすい説明がしづらいところがありまして、結構細かい規定がございます。

目指すところは見る方にとってわかりやすくということかなと、今の永田委員からのご意見としては、そこになるかなと思いますので、どうしてもそのいじれない、いじりたいけどいじれないところであれば、そこは致し方ないにしても、別紙をつけて、例えば県独自のものをつけるのであれば、目次をつけるですとか、何かこうわかりやすくするための工夫はあるかなと思いますので、そこは気をつけて参りたいと考えます。

(柏倉会長)

はい、(2)の方にも入ってきたんで、ハンドブック、これをどうするのかも含めて、ご意見いただければと思います。

今、案が2つ事務局から提示されておりますが、このきこえのハンドブックという、国が作ってるものを、原則あまりいじらないということで、この後ろにですね、一覧をくっつけるような形が第1案で、第2案は全く独自のもので作っていくということで、関係機関もそこにつなげるような形になる。

2つ案が提示されておりますけど、このハンドブックも大変よくできた、スタンダード的なものかなと思います。

だからあんまり、それぞれでいじられると、趣旨が生かせないということ、作っているほうも考えているのではないかと思います。

これについて、先ほどのところと関連づけてでも結構ですが、ハンドブックの2つの案についてどうでしょうか。

(加藤委員)

お願いします。産婦人科の加藤です。

先ほど江崎先生が仰られましたように、全部、最初の段階でお渡しするのか、これ冊子になっちゃうわけですね。そうすると、これいつお渡しするのか、リファーマの説明がここで最初に書かれてありますから、リファーマが出た人全員に渡すかっていうと、これ相当な情報が入ってますからリファーマの方にここまでの情報が必要かどうかってちょっと疑問だと思います。

先ほどお話もありましたように、心配になっちゃいますよね。リファーマだということ、こういう状況まで行くのかなっていうことを心配される方も、結構出られると思います。

また、リファーマになるパーセンテージも少ないので、1施設で大体年間で、数例から十数例が出るぐらいです。もちろん分娩数が多いところはもう少し多いと思うんですが、一般的なクリニック等だと、やっぱり数例ぐらい。そうするとそこに冊子をどれだけ置いておくのか。

それを考えると、先ほどの何とか分割する案で、このリファーマのこととか、ある程度ちょっと見させてもらおうと、非常にわかりやすく書かれてありますから。そのリファーマが出た、心配になったっていうお母様方に、これを読んでいただいて、少しでも不安を解消すると同時に、正しい情報を入れるというのは大切なことだと思います。

この情報を、例えば、産婦人科医会のホームページにこれアップしてしまっ、この部分だけを、必要なときにそこからダウンロードして、患者にそれをお渡しできるように、そういうように、医会の会員に話せば、それを活用することが可能だと思うんですね。

そうすればそれこそ、冊子のコストも減るでしょうし、そのようにして使っていけばいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ご提案ありがとうございます。

そうですね、やっぱりこう、先ほどの江崎委員からのご意見の話の流れにも通じますけれども、やっぱりそのタイミングに応じて必要なものを正しくわかりやすくというところは、大事なかなと思っております。

なので、リファーマになったというタイミングの方に向けての、切り取ったその情報を、ホームページにアップいただくですとか、大変心強い申し出をいただきました。

まだこのやりとりで決まってるわけではございませんが、まずは手引きとして作って、保護者さんに向けて発信する内容を固め、全体が固まってからまた産科医会さんには、ちょっとご相談をさせていただこうかなと思っております。ありがとうございます。

(柏倉会長)

はい、なかなか難しいですよ。情報は、より詳しく正確に言ったんだけど、あんまり先のことを言って心配が積もってしまうようなことでも、いけないのかなと思うので、入口としては本当に簡単なパンフレットで、こういう場合はここにというような仕分けができる程度で、知りたい方や必要に応じて、やっていくということも、今の意見を伺っていて思いました。

ただこの国のものもね、これはこれで、必要な方には届くようにしておけばいいかなと。

もうワンクッション、入口的なものがあったってもいいのかな。相談を受けてそこで説明を受けながら、こういう情報を得るっていうのも重要です。

その他いかがでしょう。

どうなんでしょうね、当事者視点っていうか、お子様がそういう状況にあって不安なときに、どのような情報が、まず入口として必要なのかっていう議論だと思うんですが、もしよろしければ。

(岡部委員)

岡部です。ひがしうら校舎で教育相談を担当していると同時に、今、20歳の聞こえない子がいます。大きく育ちました。

全部読ませていただいたんですけども、先ほど江崎先生も言われました通り、保護者の方って、寝る暇もないぐらい SNS で情報を集めて教育相談にみえるんですね。

その中には、間違った情報や先の先の先、もう子供が何だかバス通学するっていうようなところまで、まだ赤ちゃんなんですけど、お母さんは、乗れますかとか、心配してこられるんですね。

なので、私は順序立てて、今できることをお伝えしていくように気をつけています。

なので、先ほどお話あったように分割して、これも例えば、上中下みたいになるとか、そんなダウンロードはいいですよ。やはり資源は大事なので、今は役所関係の子育てノートっていうのも自由にダウンロードができたり、欲しいところだけ、お子様の記録を残すために、ダウンロードして、お子様の記録を、記してる方もたくさんいらっしゃるんで、そういう時代になっていくのかなと思うと、こういうハンドブックあるよっていうサイトを紹介する、QRコードとか URL とかを載せて、リーフレットの形だと、負担ではないし、いつでも見れるっていうのは、いいのかなと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございます、とてもわかりやすいご意見だったと思います。
いかがでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

すいません。ちょっと確認で上中下という例えがございましたが、それは流れによってという、例えばそれこそ先ほどの産科でリファーマーになったタイミング、就学前、小学校中学校とか、そうしたそのステージごとで分けたほうがいいですよというような趣旨のご意見でしたでしょうか。

(岡部委員)

はい。このハンドブックの中も、おおよそそのような内容になっていまして、やはり最初の段階で、赤ちゃんがリファーマーって言われたときのことが、ゆっくりとやさしい言葉で書いてあります。なので本当にいいものだなと思いました。

その後、やはり、お母さんたちは進路を考え始めるんですね。うちの子は地域の学校に行けるのだろうかとか、近くに、そういった福祉施設や療育施設があるかどうかというのを、片っ端から調べてみえますので、そういうときに、こういう機関、福祉サービスが利用できますよっていうような進路を見据えた紹介のもの。

その後、本当に当事者の団体、聴覚障害があっても、こういうロールモデルの、大きくなっていく大人たちがいるっていうような紹介が、QR コードでちょっと覗けるとか、そういった安心材料にはなるのかなと思います。

(医療療育支援室 都室長補佐)

ありがとうございます。

そうですねやっぱり、保護者さんが心配でたまらなくて、知りたいっていうふうな、欲求じゃないですけど、それにどう応じるかと、でもちょっと待ってくださいね、ゆっくりやりましょうっていう必要なものお出しするっていうところの兼ね合いは、ちょっと難しいところではあるかなと思います。

手引きについて国が示しているものは、改変自体がちょっとできないので、これを使うとなると、一旦これを丸ごとにプラス、県の独自のものを添付するっていうのがあるかなと思うので、今の岡部委員と、他の皆様からのご意見も踏まえまして、事務局で、そこはちょっと精査をして参りたいと考えます。

(柏倉会長)

今、いろいろご意見伺っていると、入口的な簡単なもの、そこから QR コードで

飛んでいけるようにするもので、最終的にいろんなこと知りたい人はこの国のハンドブックのところにもたどり着けるようにするといいのかなと思います。

視覚障害者用のスマートサイトもあんまりそういうくどくどとした説明はむしろなくて、まずはここに行くと、相談に乗ってくれますよ的なのもですよね。ここ行くと検査を受けられます、そこに行って支援のレールに乗せるということが目的なので、本当に悩んでしまったりで心理的に孤立するっていうことが一番大変なので、その前にうまくつなげるということです。

ファーストステップ的なリーフレットで、最終的にこういった国のものも活用するというような、2段階的なイメージで検討していただければと思うのですが、そうした形でよろしいでしょうか。

何か関連して補足があれば、ぜひいただきたいと思います。

(高橋委員)

補足というより、私もそういうような方法が良いと思います。この国の、ハンドブック、よくできてると思いますし、同じものを愛知県独自で作っていくのはやはり大変だと思います。

なのでやっぱり、最初のリファアーになったときに、不安を与えない程度、けど詳しく知りたい人はこういうふうなところでも見れますとか、もし欲しいって言ったら渡せるっていうか、そういうようなものを活用しながら、またそのもっと簡便な情報とかを、最初に提供できるようになっていう、皆さんのご意見に賛成でございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

その他よろしいでしょうか。

(荒木委員)

先ほど柏倉会長が支援のレールに乗せるっていったことが、やはり現場としても大変重要なことだと思っております。本校に乳幼児教育相談で見える親御さんの多くが、ここにたどり着くまでが本当に大変だったっていうこと、口々におっしゃってますので、まずはそこをしっかり整備していただけると、それまで、悩んで悩んで、どこに行ったらいいのかという不安がずいぶんが軽減されるのではないかというふうに思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

(岡本委員)

小牧市の岡本です、よろしくお願いします。

このハンドブックとてもわかりやすいと思いますが、このハンドブックを見ると、新生児聴覚検査でリファーになったお子さんの聞こえの支援のルートに見ることができます。

それももちろん大事ですので、これはこれで大切だと思うんですが、その他に、やはり乳幼児健診等、途中で難聴に気づく、お子さんたちも見えますので、そのお子さんたちが活用しやすい、パンフレットでもあるといいなと感じました。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

その他よろしいでしょうか。

(濱島委員)

愛知県特別支援教育研究協議会の濱島です。今岡本先生が言われたことに関連しまして、私通常学級の方の、それから特別支援学級の方を担当しておりますけれども、そちらの現状としましては、最初のころに見つからなくて、途中で分かった場合につきましては、就学のところで大変迷われます。

その時に、まず、2点お話があるんですけども、途中で迷われたときに、もちろん厚労省の書きぶりで構わないといえは構わないんですけども、26 ページのところ、就学決定までの流れっていうところで、私はざっと読んだときにこの最初の 3 行がちょっと引っかかっておりまして、聞こえの課題がある子供に対しては就学先として、通常の学級の他に、聴覚障害特別支援学校への進学、通常の学級に通いながら支援を受けられる教室のサポートを受けるなどというふうにあって、私たちの、いわゆる公立の小中学校におきましては、難聴の特別支援学級というのが非常に大きなウエイトを占めているというふうに思っております。

親御さんが迷われるのも、その支援の内容にもよるんですけど、通常の学級に行くか、特別支援学級に行くか。という場合と、特別支援学級に行くか、要は地域の学校に行くのか、地域を離れて特別支援学校に入学するのかっていうところで、非常に大きな葛藤をする姿を、随分見て参りました。

従って就学先のところでは、ここの書きぶりだと通級指導教室に光があててあります。通級指導教室っていうのは、通常の学級に在籍していて、どちらかという入学してしまってから、やっぱりそこでちょっと取り出しというとなん

ですけど、わかりやすく言えば取り出しの支援を受けましょうかっていうふうに進められていくもので、なので私としては、難聴の特別支援学級は就学先の1つとして、もう少し光の当たる書きぶりがして欲しいなっていうふうに、こちらを見て思いました。

また、先ほどの岡本先生の言葉にも関連しまして、現場が抱えている問題として、早いうちから親御さんが非常に熱心だったり関心が高い親御さんはいいいんですけども、現場の中には一定数、本人が聞こえの悪さがあるにもかかわらず、親が関心を示さないっていうご家庭もあります。

その親御さんは、自分たち親と子供は、日常生活のルーティーンの繰り返しなのでコミュニケーションが取れてるので、うちの子はそんなふうに聞こえが原因で、学習が身についていないっていうことに理解を示さない親御さんもみえますので、これはちょっと別の問題かもしれないんですが、そういう親御さんにも、先ほど分割してっていう意見が出てますので、分割していただいた場合、将来のロールモデルなどのところで、そういう親御さんへも、我々公立の小中学校の方からもアプローチできるような資料となると、ありがたいなと思っております。以上です。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。

28 ページに、難聴特別支援学級のことが書かれているんだけど、今のお話だと、この就学決定までの流れにその選択肢がないので、ちょっとわかりにくいってことですね。

(濱島委員)

はい。

(柏倉会長)

とっても重要なご指摘だと思います。これはただいじれないので、どっかで補足するということですよね。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はい、ありがとうございます。

改変がおそらくできない箇所にはなりますが、繰り返しではございますがわかりやすさを重視して、添付する県のものに補足を加えるですとか、ちょっとそこに飛んでもらわないとそれをご覧いただけないっていう難もありますけれども、そうした対応をして参りたいと思います。

岡本委員、濱島委員からも、途中で聞こえにくさや聞こえないということがわかった方の視点というのは、確かにちょっと我々、ついつい抜け落ちてしまうので、そこも念頭に、どんな方も入りやすいものにしていくことを念頭に精査して参りたいと考えます。

(柏倉会長)

なかなか難しい問題ですよ。特に保護者さんが、その協力的というか、その認識の違いというんですかね。

養育支援って言葉がありますけど、その障害のあるお子さんの家庭での見方というのを、学んでいただくということも1つ必要なんだろうと思います。

その時に、当事者団体っていうのが大きな役割を果たしてますよね。子育て終わった人の話を聞くことによって、いろいろな学びを得たり、不安が解消するということがあるかと思います。

その他いかがでしょう。

(永田委員)

中央療育センターの永田でございます。

今日、どこに目的があって、最後にいくかということで、こちらの国の資料を使うか、あるいはオリジナルで作るかというようなところが思うんですけど、皆さんのお話を聞いてると、やはり病院とか、そういうところに置くときには、こんだけの分厚いものだとなかなか抵抗あるかなあということと、あとはやはり、今の方ですとQRコードでパッと見れて、必要な情報を必要な分だけ取るということが適切かなと思います。

そうして色々考えると、この国の資料は私もすごくいいかなあと思ってですね、ただまた1から作るとなると大変かなあというのもございますので、例えばこれって、著作権じゃないですけど、どこまでこう流用したりとかですね、活用できるのかなっていうところで。

例えば病院とかに置くやつは、簡単に項目つけてQRコードつけて、やっぱり紙はあったほうがいいと思うので、紙はある程度配布できるものを置いた上で、この内容はそのQRコードを通して伝える。

あと、やっぱり、さっきの26ページのこともそうですけど、どこに相談してくださいって言ったときは、やはりそのままスマホで、リンクで電話できるとかですね、そのサイトにいけるというのが、使いやすいし、相談もしやすいかなと思います。

なんでいいとこどりじゃないですけど、紙も用意し、QRコードで必要なところを用意して、ここの国のもですね、どこまで流用させて使えるかっていうとこ

ろで、いろいろ工夫していけばどうかなというふうに思いました。

はい、以上でございます。

(柏倉会長)

最初のステップの簡単なリーフレットを、ワーキンググループか何かで、医療の人や教育の人が何人か集まって、そういうグループで議論した方がいいかもしれない。ここでの提言でもいいですけど、そういう観点で、さっき支援に乗せるって話がありましたけど、乗せやすいリーフレット、その QR コードで飛ぶにしても、どこに飛ばすのかっていう話が重要になると思います。

今日は、全体の観点は整理ができたと思います。そういう機会があれば、県の方で作るっていうのもいいかなと思います。だけど、そういう専門家のワーキンググループで作っていけるとより良い。案を見てもらう形でも良いと思います。

他いかがでしょうか。

一旦ここで終わって、最後にちょっとまだ時間があるようでしたら。

もしよろしければ、各委員からのご意見を今いただきましたが、今後事務局は、こういった意見を踏まえて、どのように進めていくのかっていうことを伺ってもよろしいでしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

皆様ありがとうございます。関係機関一覧の項目ですとか、手引きについて、我々の中にない視点についてのご意見をたくさんいただけたと感じております。

最終的な目標は切れ目なく、どの方も入りやすいようにわかりやすく、さらには、必要なものを正しくっていうところになってくるかなと思っておりますので、ご意見踏まえまして、そうした目標や目的が達成できるようなものに仕上げていくための精査を進めていきたいと考えております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは、次に、報告事項(1)「令和7年度県事業について」、事務局から説明をお願いします。

8 報告事項(1) 令和7年度県事業について

(医療療育支援室 鈴木主事)

それでは、障害福祉課医療療育支援室の鈴木から、令和7年度県事業について説明いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

まずは、障害福祉課関連の事業について説明いたします。

資料2の1ページ目をご覧ください。

まず、この表の見方について説明致します。

左欄が令和6年度実施見込みであり、右欄が令和7年度実施見込みとなっております。令和7年度予算については、現在の2月県議会において要求しているところであり、予算の確保が確定しているものではございませんので、御承知おきください。

さて、事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連として、令和6年度からの継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施してまいります。

事業内容に変更はなく、予算額については、毎年度実績を基にしているため、若干の変動があり、令和7年度予算額については令和6年度予算額から若干の減となり、7百20万円余となっております。

次に、表の下段にございますその他の取組として、これらも継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行ってまいります。

また、市町村における児童発達支援センターの整備を促進してまいります。

児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機能を有する施設であり、圏域での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図ってまいります。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

次に、健康対策課関連の取組について説明いたします。

資料2の2ページ目をご覧ください。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期に発見するために有用な検査で、精密検査で難聴と診断された方に対し、早期に適切な支援を行うことで自立した生活を送るために必要な、言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができるため、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。

そこで、健康対策課では、新生児聴覚検査の受検率の向上等を推進するために平成30年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催し、令和6年度からは、分娩取扱機関に対して聴覚スクリーニング検査精度の高い自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器購入費用を助成しております。

市町村では、新生児聴覚検査に係る費用について受験者の経済的負担の軽減を図っており、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等の際に母子健康手帳等から検査状況を把握し、未受検者への勧奨や難聴と診断された方に個別支援を行っております。

また、後天性の難聴や進行性難聴、新生児聴覚検査を未受検の方もいるため、乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を確認するなど、積極的に難聴児の早期発見に努めています。

なお、新生児聴覚検査に係る費用については、54市町村において受験者の経済的負担の軽減を図っています。

以上が、健康対策課関連事業についての説明となります。

次に、教育委員会特別支援教育課関連の取組について説明いたします。

資料2の3ページ目をご覧ください。

一つ目は、個に応じた教育推進事業（ろう幼児教育相談）です。

こちらは、ろう幼児教育相談に関わる事業で、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業です。

言語習得の基礎は3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されてきました。

令和7年度も、本年度と同様、県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を配置します。

入学前教育のため、聾学校幼稚部入学は3歳ですので、0歳～2歳児を中心としていますが、例年、3歳児も相談数のおよそ四分の一を占めています。

今年度の相談数はまだ出ていませんが、例年相談数は、県内併せて200件前後で推移しております。

次に、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を行っています。担当教員は、愛知県には、国から10人が加配されており、県内5つの聾学校に二人ずつ配置されています。聾学校による通級に限れば、令和6年度は122名の児童生徒が指導を受けましたので、令和7年度も同様な人数になると思われます。頻度としては、1週間に1回から1か月に1回程度行います。

資料2の4ページ目をご覧ください。

次に、発達障害児等支援・指導検討会についてです。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員と共に、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、令和7年度も5つの県立聾学校に年間6回ずつお願いし、合計30回行う予定です。

以上が、特別支援教育課関連事業についての説明となりまして、令和7年度県事業に関する事務局からの説明を終わります。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございます。それでは、今、それぞれ事業の説明がございましたが、これにつきまして質問等ありましたら、お願いします。

(江崎委員)

江崎です。この新スク体制整備の会議の部分の資料で、A-ABR への助成の予算をつけていただきましたが、対象者のところに助産院と書いてあります。今年度の新スク会議のときに、助産院は対象になっておらず、助産院も対象にして欲しいと代表者の方からありましたが、助産院は対象ということでよかったのかどうかということが1つ。

あともう1つ、下の段にある、後天性の難聴のことです。

これも先ほどお話も出て大切なことですが、1歳半と3歳児健診、また今年度から始まる5歳児健診、目的は発達障害ですが、就学時健診の手前で見つかる非常に余裕があつて助かるので、5歳児健診にも、目をかけたような文面にさせていただけると嬉しいなと思います。

(健康対策課 長谷部課長補佐)

ご意見ありがとうございます。対象に助産院を入れていることについて、この間の会議でご意見いただいたことは承知しておりまして、一応対象もこの記載の通り入れてあるんですけれども、県の財源の関係で分娩数が多いところから順にというところもございまして、今医療機関をメインの方にさせていただいております。この辺の体制が整ってきましたら、助産院の方も、今やれるとはい言切れないんですけれども、検討して参りたいと思います。

5歳児健診につきましては、今愛知県内でやっている市町村がまだ少ないというところもあつて、まず整備の方をしていただきたいところです。

(健康対策課 神谷主査)

5歳児健診は確かに発達障害がメインの健診にはなるんですけど、全身スクリーニングの機会になりますので、その視点は持って、市町村で健診をされることとなると思います。以上です。

(江崎委員)

確認ですが、助産院は一応対象に入っているということでよろしいんですか。

現在、産科さんはほとんどA-ABRだったように思いますが、助産院の順番はまだまだ先なのか、もう少しなのかが分かれば。

(加藤委員)

産婦人科の加藤です。ほとんどが ABR、産婦人科の産科医療施設では、もう抑えてあるんですけれども。まだ数件が残ってて、そこが今回助成をしていただいた。けどそれも 4 件か 5 件ぐらいだったと思います。

あと、ちょっと加えて伺いたいんですけれども、他府県の情報なんですけれども、この助成というものが、ABR の新規購入、もしくは OAE からの買い替え、それとあと、老朽化に伴う買い替えというものも含まれてるというふうに他県からは聞いてるんですが、愛知県でまだそこまで助成ができないということではなかったんでしょうか。

かなり年数も経ってきてますので、いろんな施設がもう老朽化で、かなり故障もして、買い替えなくてはいけない時期にもなってきてることも確かです。

先ほどおっしゃられた、分娩数が多いところからとなると、それが果たして公平性のあることなのかどうか、ちょっと疑問はあります。もちろん助産院も含めてすべてのところが公平に行けるのが一番だと思うんですけれども。ちょっとそこら辺を考えていただけたらと思ってます。

(健康対策課 神谷主査)

ご質問ありがとうございます。OAE からの買い替えを、今対象にしているところでございます。あと、加藤委員がおっしゃった通り、ABR の老朽化による買い替えも費用助成の対象にして欲しいという声があることも承知しております。

老朽化による買い替えにつきましては、努力はしていきたいと思っておりますが、声としていただいて、今後検討していきたいというところになります。

助産院についても、分娩数や今日のご意見を参考に、どこを優先して、どのように取り組んでいくか検討していきたいと思っております。

(柏倉会長)

よろしいでしょうか。それでは他に質問があればお願いします。

荒木委員お願いいたします。

(荒木委員)

ろう幼児教育相談のところでお願いいたします。先ほど、報告の方で、200 件の相談件数が上がっているというふうにお話がありましたけれども、以前この会議でお示しさせていただいたように、これはおそらく、最初の相談の件数で、そこで終わられる方もいれば、そのあと、療育の方に繋がってくる子供さんたちもいるかと思います。

そうしたときに、延べ回数っていうのはもっと全然違う数になってきますので、今後センターを作る上でも、聾学校がどのような、ろう幼児教育相談を、相談業務と、もう 1 つ療育の面と、どのように行っているかっていったところの実態把握がもう少しはっきりしてくると、今後のセンターで必要なニーズを見えてくるのではないかと思いますので、このアンケートのとり方と調査の仕方等も検討いただきたいというふうに思っております。

(特別支援教育課 櫻井指導主事)

ご意見ありがとうございます。こちら件数と報告していますけれども、実は人数で、年間この 200 人程度を、聾学校の方で、相談を受けているということになります。

また相談を受けている人数が、各 5 校それぞれで、格差といいますか地域差もありまして、多いところは 100 人ぐらいたって 1 校で請け負っているという状況にもなっております。

この事業について、本課が調査する際には、人数のみで、回数ですとか、学校で取り組んでいる相談の種類ですとか、そういったところは、確かに調査できていない状態です。こちらは本課のほうでもすぐに対応をしやすいものかと思えますので、貴重なご意見として承りまして、今後の調査に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(柏倉会長)

その他いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(永田委員)

すいません、1 ページ目のところですね、愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金のところで、この内容というよりも、この関連で、この場をお借りしてご報告みたいなものを合わせさせていただこうかなと思います。

この、その他の取り組みの下のところ、児童発達支援センターの整備というのがございまして、中央療育センターでも難聴児支援で、すぎのこ学園というのがございまして、あと難聴支援をやってる児童発達支援センターがもう 1 つ豊田で、なのはなというところがあるんですけど、ここが法律改正で、いわゆる難聴児支援っていう区分がなくなって、1 つになります。

実は、うちの中央療育センターも、今肢体不自由児と知的と難聴児の園が 3 つあるんですけど。法律と合わせて、実は来年度から 1 つになると。

いわゆるすぎのこ学園という名前とかですね、学園自体がなくなるというこ

とで、中央療育センターのみになって、他のところと同じようになります。パッと見て、今まですぎのこ学園というのがあったので、難聴児やっているところがあったんですが、中央療育センターという形になり、外から見て難聴児の支援をやっているのが非常にわかりにくくなるなっていうのをちょっと心配しています。

どこの児童発達支援センターでも、一応できるっていう形には、法律改正でなったんですけど、その特殊性からですね、なかなかノウハウも含めて、どこでもやれるものではないんじゃないかなあということで、そういった意味で引き続き、私どもは難聴児の支援を同じ、6人ぐらい言語聴覚士いるんですけど、その体制を引き続き保った形でやっていくというふうで、来年以降考えているところでございます。

皆さんへのご報告も含めて、そういった意味でどこで支援を受けられるかという、わかりやすさとかいう話もあったと思うんですけど、そういったことも含めて、なるべくしっかりと周知できるような形で、私どもも努めていきたいと思えます。

よろしくお願いします。以上でございます。

(柏倉会長)

貴重な情報提供ありがとうございました。

その他よろしいでしょうか

(江崎委員)

すいません。永田委員への、先ほどの発言についての確認です。それぞれの発達センターで聴力検査はできて、例えばその難聴があり、補聴介入や補聴指導はそのまま、名前はすぎのこではなくなるけれど、中央療育という理解でよかったでしょうか。

(永田委員)

中央療育センターでやることは同じです。

ちょっとあの、どういう形になるかという補足なんですけど、今までは難聴児支援の児童発達支援センターだったんですけど、今度中央療育センター1つになっちゃうので、中央療育センターとして支援するんですが、どこでも体制さえ整えればやれるんですが、やるためには、基本的には児童1人当たりのベースがあって、加算という形で、要はこういう機器があってこんな体制があれば、このサービスで給付が受けれますよという形の加算をとれるかどうかということで、その施設ごとで、そういった難聴児への支援ができるかどうかで決まってくる

す。

そういった意味で、今までのサービスはできるんですけど、まあ中のことで、サービスの提供の仕方、あと配置とか、その施設によってこの療養ができますよという加算の要件を整えることができるということで、うちの方は、しっかりそこら辺も整備を、これまで培ってきたものがありますので、取れるということで、引き続き同じ療育ができるというような感じになって参ります。

(柏倉会長)

はい、他よろしいでしょうか。

私の方からよろしいでしょうか。

特別支援教育課の報告の、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導なんですけど、13年に定数が改善されて、平成17年に10人になった。

17年以降通級対象の児童数が増えている現状に対応できているのでしょうか。

それと、義務教育の諸学校の通級担当教員の専門性を高めるための研修が十分ではなく、現場で孤立していたり、課題が多いと聞いています。

この辺り、今日ご担当いらっしゃらないのかもしれないですが。

また荒木委員からありましたら、後でお願いします。

(医療療育支援室 都室長補佐)

申し訳ございません。事務局の方ですね、事業担当が本日出席がちょっとできておりませんので、また後日皆様にご回答差し上げたいと思います。申し訳ございません。

(柏倉会長)

特別支援学校の荒木委員と、義務教育学校の濱島委員もいらっしゃいますので、もし現状がわかれば教えていただければと思います。

(荒木委員)

聾通級のほうに行く側としての状況になっております。

本校につきましては、3年前から1.5倍の人数で、今年度につきましては、名古屋市も抱えているものですから、名古屋市の方から途中で受けたいという希望があったんですけども、実情としましては各学校2名ずつなんですけれども、本校はもう持ちきれないものですから、名古屋聾学校さんの1名をいただきまして、3名体制でやっております。

それでも3年前から1.5倍の人数になっておりまして、今年度についてはお断りをさせていただいたケースが2件あります。

他の学校の状況見ますと、多少やはり地域差があるものですから、学校間で違うところはあるんですけれども、名古屋聾学校の方も、もう人が増えてきて、学校内の校内の方から指導体制を組んで、聾通級に回っているという状況になっております。

また回数もですね、ご希望の回数が、例えば毎週ってというのがもうほぼほぼ難しくなっておりまして、月 2 回までとか限定をさせていただきながら、どうしてもニーズは、要望は学校側としては知ってるんですけれども、増えないものだから、そこで制限をかけるような状況になっております。

先ほど柏倉先生がおっしゃったように、担当者の方も、できれば通級指導部会みたいな形で、週 1 回とか月 1 回だけでも、顔合わせて話ができればいいかなと思うんですけれども、今ほとんど顔を合わせることもなく、といった状況がずっと続いているところであります。

また名古屋市の方は今後、変化があるようですので、そういったところも踏まえて、改善されていくといいかなって言うふうには思っております。

(濱島委員)

通級に来ていただいている側の方からの現状をお知らせさせていただきます。

発達障害も含めて、親御さんたちの中で、いろんな情報や理解が深まったこと。

それから、親御さんたちの中でそういう選択肢についても、SNSの発達などで情報が取りやすくなったことなど、あるいは多様な考え方が、今、多様性が広がっている中で、通常の学級やあるいは、公立の小中学校の特別支援学級に籍を置いて、地域の子供と一緒に学ばせたいっていうニーズが非常に高まっていますので、先ほど 1.5 倍とおっしゃられましたけれども、このような通級の指導を受けたいというニーズは確実に高まっているのが現状でございます。

先ほどおっしゃられましたように、研修の機会っていうのは、現場の先生はほとんどなく、この通級の指導に来ていただいたときに、指導員の方からお話を聞いたり、あと、資料のその次のページの発達障害児等支援・指導検討会、わずか 30 回なんですけれども、そこで来ていただいた学校は、食いつくように、現場の専門家の先生に教えを請うという、そういう状況でございます。以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございます。通級指導は特別支援教育の要なので、その担当者の研修等について、充実と現場のニーズに対応できるよう検討していただきたい。

はい、その他いかかでしょうか。

(特別支援教育課後日回答)

聾学校の通級担当教員の加配についてお答えします。教職員定数については、標準法による措置が基本であると考えております。近年、国からの定数改善がされていないため、現場の先生方や子どもたちの現状等をもとにいただきました御意見も踏まえ、国に要請してまいります。

次に、小中学校通級指導担当教員の研修についてお答えします。県教育委員会では、通級指導担当教員の専門性の向上を目的として、指導経験が2年目以上の教員を対象に、毎年通級による指導担当教員スキル・アップ研修を実施しています。また、県総合教育センターでは、指導経験が1年目の教員を対象に、毎年通級指導担当教員初心者研修を実施しています。通級によるニーズが年々高まっているので、より研修を充実させて通級指導担当教員の専門性の向上に努めてまいります。

(岡部委員)

岡部です。こちらの通級指導の件で、ちょっと私の思いというか、意見なんですけれども、小中学校というふうに書かれておりますが、最近では、やはり聴覚の手術を早期にされて、やはりもう保育園幼稚園から、地域に地域にとということで、強く願われる保護者の方が多いので、やはり通級指導の小学校中学校という枠ではなくて、保護者をご希望する限りは、地域の、教育に関わる先生方には、やはり聞こえにくい、聞こえないことに対しての勉強会などを開催するなど、または派遣して、先生方にまず理解をしていただくということも、この早期の会議で大事なことはないかなと思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。
ぜひ反映していただけるとありがたいと思います。
その他いかがでしょう。

(特別支援教育課後日回答)

貴重な御意見として承りまして、今後の研修に生かしていきたいと思っております。

9 閉会

(柏倉会長)

それでは大体出尽くしたと思いますので、本日の議題等はこれですべて終了ということになります。

関係機関の一覧につきましては、委員の皆様から様々なご意見が出されましたので、これを整理をしていただいて、漏れのない、支援に繋がるような、中身

のある一覧を作っていただきたい。

手引きにつきましても、最初に手に取るものっていうのはわかりやすく、かつ支援のルールに乗ることができるようなものにしていく、最初から大量な情報をつけるということではない取り組みをぜひお願いしたいと思います。

それから、リーフレット作るときに、せっかく専門の委員がそろっていらっしゃると思いますので、事前に見てもらえるような形でやりとりをしていただけるとスムーズに進むと感じました。

事務局におかれましては、本日のご意見を基に次回の会議に向けて準備をお願いしたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

(医療療育支援室 鈴木主事)

柏倉会長、議事の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心な御協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

事務連絡となりますが、来年度第1回の会議は7月28日(月)午前10時から正午に開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。会場は、今回と同様に愛知県自治センター12階E会議室となっております。

それでは閉会にあたりまして、愛知県福祉局福祉部障害福祉課医療療育支援室長補佐の都から御挨拶を申し上げます。

(医療療育支援室 都室長補佐)

皆様、本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました御意見につきましては、しっかりと事務局で精査してまいりまして、次回の会議につなげていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、本県の難聴児支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回愛知県難聴児支援協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。